



福利厚生だより

令和5年12月号 発行No. 4



年末の映画鑑賞券購入について

市社協窓口での映画鑑賞券購入は、**12月26日(火)17時まで**とさせていただきます。

冬休み前は、映画観賞券を購入される方が増えるため、事前に電話等で在庫状況の確認をお願いします。状況によっては、購入枚数をご相談させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

給付金等請求について

給付金等（お祝金、お見舞金、退会一時金）の請求は、所定の給付金請求書に下記の必要書類及び給付金を振り込む口座の通帳の写し（**金融機関名、支店名、口座番号、口座名義の分かるページ**）を添付し、**契約者の確認を受けて**、福岡市社会福祉協議会へ提出してください。

請求の際に必要な書類は以下のとおりです。

- 結婚祝金 戸籍謄本
- 出産祝金 住民票（加入職員と生まれた子との続柄が記載されたもの。配偶者が出産の場合は配偶者名、続柄が記載されたもの）
- 入学・義務教育修了祝金 住民票（加入職員と子との続柄が記載されたもの）
- 死亡見舞金 戸籍謄本（加入職員と亡くなられた方との続柄が分かる戸籍謄本、及び死亡年月日が記載（除籍）されたもの）
- 傷病見舞金 入院（退院）証明書（入院期間、傷病名、医療機関名が記載されたもの）
- 災害見舞金 災害または罹災証明書（※加入職員が世帯主でない場合は住民票が必要）
- ※ 添付書類（通帳の写し以外）はコピー不可。
- ※ 押印は**スタンプ印（シャチハタ等）不可**。
- ※ フリクション等（消えるペン）で記入された書類は受付できません。
- ※ 給付金の請求は、**事実発生（加入職員となった日以降が対象）から2年以内**です。
- ※ 退会後は、**退会一時金以外の給付金は請求できません。**
- ※ 添付書類（通帳の写し以外）は、決定通知と合わせて返却します。



★福利厚生共済制度の事業内容については、令和5年度の「しおり」や「福利厚生共済制度ホームページ」をご確認ください。

＜問い合わせ＞

福岡市社会福祉協議会 福利厚生担当（海老澤・林）

TEL：092-751-1121

<https://fukuri-fukuoka-shakyo.org>

QRコード →

